

令和 8 年 5 月 29 日

一般社団法人富山県産業資源循環協会各位

(参考送付)

一般社団法人富山県産業資源循環協会 会長 殿

富山県警察本部生活安全部  
生活安全企画課長  
(公印省略)

盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律の制定について  
貴協会におかれましては、日頃より警察業務各般にわたりご協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律（令和 7 年法律第 75 号）が全面施行され、6 月 1 日から施行されます。

制定の内容及び留意事項は次のとおりですのでお知らせ致します。

記

1 施行日

令和 8 年 6 月 1 日(月)

2 主な制定内容

(1) 特定金属くず買受業の届出（罰則あり）

特定金属くず買受業を営む場合の届出義務

(2) 買受けの相手方の本人確認等

ア 特定金属くずの買受け時の相手方の本人確認義務

イ 当該本人確認事項等に関する記録の作成・保存義務

(3) 取引記録の作成等

特定金属くずの買受けを行った場合、買受けに係る相手方の氏名、内容等に関する記録を作成・保存する義務

(4) 警察官への申告

買受けに係る特定金属くずが盗品に由来するものである疑いがあると認めたときの警察官への申告義務

(5) その他

特定金属くず買受業を営む者に対する指示、営業停止命令並びに報告徴収及び立入検査等

3 特定金属くず買受業の届出方法について

(1) 提出先

営業所の管轄する警察署

※但し、県内に複数の営業所がある場合、いずれか1つの営業所の管轄する警察署に届出書を提出すれば足りる

(2) 届出期日

特定金属くず買受業の開始の前日まで

※当該届出については、法施行日の6月1日から届出可能

(3) 届出様式

営業開始届出書（様式第1）

※届出様式につきましては、富山県電子申請サービスからダウンロードを行うことができます。

【検索方法】申請先「富山県」を選んだ後、左側の検索条件に、キーワード「盗難特定金属」を入れて検索してください。

(4) 届出事項

- ・氏名又は名称
- ・法人等の種類
- ・住所
- ・営業所の名称、所在地、電話番号やメールアドレス等の連絡先
- ・特定金属くずの保管場所の所在地

(5) 添付書類

- ・営業所と特定金属くず保管場所の平面図と周囲の簡単な図
- ・特定金属くず買受業を営もうとする者が個人の場合は住民票の写し
- ・特定金属くず買受業を営もうとする者が法人の場合は定款・登記事項証明書
- ・代表者の住民票（本籍の記載されているもの）

※詳細については、別紙添付書類一覧参照ください。

※古物商許可証をお持ちの場合、届出の際に提示願います。

4 留意事項

(1) 猶予期間

法の施行日である令和8年6月1日において特定金属くず買受業を営む者については、届出を行うための3か月の猶予期間があり、令和8年8月31日までの間は届出を行わずとも引き続き特定金属くず買受業を営むことができます。

同日までに営業所の所在地を管轄する警察署の届出が必要となります。

ただし、本人確認や取引記録の作成等の措置についての猶予期間はなく、令和8年6月1日からこれらの措置を履行する必要がある点に留意願います。

(2) 特定金属

現在は銅のみ

(3) 対象外

ア 端材

新品の金属製物品等を製造する段階において生ずる金属くず（いわゆる「端材」）は、法の対象外となります。

- イ 金属くずの状態でなくなったもの  
 特定金属くずが溶解等され、もはや「金属くず」の状態でなくなったもの  
 についても対象外となります。

別紙 添付書類一覧

### 盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律 営業開始届出書

◎特定金属くずの買受業を営もうとする方は、買受業を開始する前日までに届出してください。

営業開始届出書・・・様式第1号

提出先: 営業所の管轄警察署

※但し、県内に複数の営業所がある場合は、いずれか1つの営業所の管轄警察署に届出することができます。

買受業を営もうとする方	届出様式	添付書類 (公的書類は原則3ヶ月以内作成のもの)	手数料	任意書類 (必要に応じて)
個人の場合	第1号	個人の ●住民票(本籍(国籍等)記載) ●営業所の平面図 ●保管場所の平面図 ●それらの周囲の略図 ※位置関係がわかる周囲の簡単な図	なし	○賃貸契約書等の写し ○使用承諾書 ・営業所 ・保管場所  ○外国人の方は在留カードの写し ※就労資格等を確認しています。
法人の場合	第1号	法人の ●定款の謄本 ●登記事項証明書 (登記簿の謄本) 代表者の ●住民票(本籍(国籍等)記載) ●営業所の平面図 ●保管場所の平面図 ●それらの周囲の略図 ※位置関係がわかる周囲の簡単な図  ※買受する複数の営業所、保管場所がある場合、数の分だけ営業所の所在地の平面図、保管場所の平面図と周囲の略図が必要です。		

○複数の営業所の営業開始届出書を1つの管轄警察署にまとめて提出する場合、同一内容の書類(定款、登記事項証明書、代表者の住民票の写し)は1部のみとすることができます。

○営業所の平面図は、出入口の位置、特定金属くずを買受ける場所等の必要な事項を記載してください。

○営業所の敷地内に特定金属くずを保管する場合は、営業所の平面図にその旨を記載してください。

○営業所の敷地外に特定金属くずの保管場所を設けている場合は、当該場所に係る平面図を提出してください。

○営業所及び特定金属くずの保管場所の略図は、営業所と特定金属くずの保管場所との位置関係が明らかとなる略図(住宅地図の写し等)をいう。

○定款の謄本には、「原本と相違ない」旨、日付、法人名称を記載し、押印(又は代表者の署名)してください。

○登記事項証明書は、「**現在事項全部証明書**」または「**履歴事項全部証明書**」を用意してください。

営業開始届の様式は富山県電子申請サービスでダウンロードできます。

#### 【事務担当】

富山県警察本部

生活安全部生活安全企画課

営業係 TEL 076-441-2211